

○川越町建設工事等指名競争入札参加者資格（指名）停止基準要綱

平成18年3月31日要綱第21号

改正

平成18年5月25日要綱第25号

平成18年9月28日要綱第32号

平成20年12月26日要綱第38号

平成25年2月25日要綱第4号

平成26年10月1日要綱第19号

平成29年3月22日要綱第7号

平成31年3月14日要綱第1号

令和6年2月20日要綱第5号

令和7年5月29日要綱第25号

川越町建設工事等指名競争入札参加者資格（指名）停止基準要綱

（目的）

第1条 この要綱は、川越町入札参加資格審査会規程（昭和54年規程第1号）第10条第2項の規定に基づき、建設工事等の適正な施工を確保するため、競争入札参加の有資格業者の資格（指名）停止について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量、建設コンサルタント等に関する事業をいう。
- （2） 有資格業者 川越町会計規則（昭和51年規則第2号）第72条の規定に基づき、競争入札資格者名簿に登録された建設工事等の業者をいう。
- （3） 町発注工事 川越町が発注する建設工事等をいう。
- （4） 一般工事 三重県内で施工される町発注工事以外の建設工事等（民間の建設工事等を含む。）をいう。
- （5） 役員等
 - ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。
 - イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。

ウ 個人にあっては、その者及び支配人をいう。

(6) 使用人 役員等以外の職員をいう。

(7) 資格（指名）停止 有資格業者が、別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる要件のいずれかに該当する場合に、同表に定めるところにより、期間を定めて町発注工事の指名及び入札参加資格を停止する措置をいう。

(8) 公共機関等の職員 刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に規定する国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。なお、特別法上公務員とみなされる場合を含む。更に私人であっても、その職務が公務性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の私人を含む。

(9) 下請負人 建設工事等のうち、建設工事においては建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいい、業務委託においては、受注者が業務の履行に当たって再委託する者をいう。

(10) 短期 別表各号に掲げる措置要件ごとに定める措置期間のそれぞれ最も短いものをいう。

(11) 長期 別表各号に掲げる措置要件ごとに定める措置期間のそれぞれ最も長いものをいう。

（資格（指名）停止の決定機関）

第3条 資格（指名）停止の決定は、川越町入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮り、町長が決定する。

（資格（指名）停止）

第4条 町長は、有資格業者が別表各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて当該各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について資格（指名）停止を行うものとする。ただし、資格（指名）停止の期間は、3年を超えることはできない。

2 町長は、前項の規定により資格（指名）停止を行ったときは、町発注工事の契約のための指名を行うに際し、当該資格（指名）停止に係る有資格業者又は当該資格（指名）停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体を指名してはならない。当該資格（指名）停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 町長が第1項の規定により資格（指名）停止を行ったときは、当該資格（指名）停止に係る有資格業者が町発注工事の契約につき落札決定を受け、契約が締結されていない場合においては、当該落札決定を取り消すことができる。

4 別表第2第7号に掲げる措置要件のいずれかに該当し、第1項の資格（指名）停止を行ったときは、当該資格（指名）停止の有資格業者等が町発注工事の契約につき契約を締結している場合は、契約を解除することができる。

- 5 一般競争入札を行うに際し、第1項の規定により資格（指名）停止を行ったときは、町長は当該資格（指名）停止に係る有資格業者の入札参加申請を受理している場合には、受理を取消し、当該有資格業者に取消しの通知をしなければならない。

（下請負人に関する資格（指名）停止）

第5条 町長は、前条第1項の規定により資格（指名）停止を行う場合において、当該資格（指名）停止の起因となる事由について責めを負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、情状に応じて期間を定め、資格（指名）停止を行うものとする。

- 2 町長は、共同企業体が別表第1及び別表第2各項に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該資格（指名）停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、資格（指名）停止について情状に応じて期間を定め、資格（指名）停止を併せ行うものとする。

（資格（指名）停止の期間の特例）

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ資格（指名）停止期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における資格（指名）停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期（別表第2第7号のうち措置期間を固定している措置要件に該当することとなったときは当該措置期間）の2倍の期間とする。ただし、有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の資格（指名）停止を行う前のものである場合には、本項の規定に基づく加重措置の対象としない。なお、下請負人について本項の規定に基づく加重措置を講じるときは、元請負人の資格（指名）停止の期間を超えてその資格（指名）停止の期間を定めることができる。

（1） 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る資格（指名）停止の期間中又は当該機関の満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

（2） 別表第2第1号、第2号から第3号まで又は第7号の措置要件に係る資格（指名）停止の期間満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1号、第2号から第3号まで又は第7号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別な事由があるため、別表各号及び前2項の規定による資格（指名）停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格（指名）停止

の期間を当該短期の期間の2分の1まで短縮することができる。

- 4 町長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期（別表第2第7号のうち措置期間を固定している措置要件に該当することとなったときは当該措置期間）を超える資格（指名）停止の期間を定める必要があるときは、資格（指名）停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。
- 5 町長は、資格（指名）停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で資格（指名）停止の期間を変更することができる。
- 6 町長は、資格（指名）停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について資格（指名）停止を解除するものとする。
- 7 資格（指名）停止等の期間を算定するにあたり1か月未満の端数が生じる場合は、その端数は切り上げるものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する資格（指名）停止の期間の特例）

第7条 町長は、第4条第1項の規定により資格（指名）停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合における資格（指名）停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。なお、前条第2項の規定の対象となり、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における資格（指名）停止の期間の短期は、前条第2項を適用した後に、それぞれ別表各号に定める短期を加えた期間とする。

- （1） 談合情報を得た場合、町職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合、有資格業者が、当該事実を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したとき。
- （2） 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者

であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

（３） 別表第２第２号に該当する有資格業者について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があったとき（前２号に掲げる場合を除く。）。

（４） 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第３条第４項の規定に基づく町の調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第２第２号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき（第１号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。

（５） 町又は他の公共機関職員が、公契約関係競売等妨害又は入札談合等関与防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第２第３号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき（第１号又は第２号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

（事案の報告等）

第８条 町発注工事を発注する主務課長は、所掌する町発注工事について資格（指名）停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は資格（指名）停止の期間を変更し、若しくは資格（指名）停止を解除する必要があると認められるときは、遅滞なく総務課長に報告するものとする。

２ 総務課長は、前項の報告があったときは遅滞なく審査会の審議に付するものとする。

（資格（指名）停止の通知）

第９条 町長は、資格（指名）停止（資格（指名）停止の期間変更及び解除を含む。）を決定したときは、遅滞なく当該有資格業者に対し、別紙第１号様式、第２号様式又は第３号様式により通知するものとする。

（資格（指名）停止の期間の始期）

第10条 資格（指名）停止期間の始期は、資格（指名）停止の決定のあった日の翌日とする。

２ 資格（指名）停止の期間中の有資格業者について、別件として再度資格（指名）停止を行う場合の始期は、再度資格（指名）停止を決定した日とし、再度通知するものとする。

（契約の相手方の制限）

第11条 町長は、資格（指名）停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

（災害時等の相手方の決定の特例）

第12条 町発注工事を随意契約により発注しようとする場合において、当該随意契約の理由が次の各号に該当し、あらかじめ町長の承認を受けたときは、前条の規定にかかわらず、資格（指名）

停止の期間中の有資格業者と契約を締結することができる。

- (1) 災害時の応急工事で、他の者に施工させ難いと認められるとき。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第6号若しくは第7号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第2号、第6号若しくは第7号に該当し、他の者に施工させ難いと認められるとき。

（下請負の禁止）

第13条 資格（指名）停止の期間中の有資格業者は、町発注工事の下請負人となることができない。

ただし、当該有資格業者が資格（指名）停止の期間の始期前に契約締結したものについては、この限りでない。

- 2 有資格業者が、資格（指名）停止の決定の日又は資格（指名）停止の期間中に競争入札資格者名簿から抹消された場合は、当該資格（指名）停止の期間の満了する日までは町発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該業者が資格（指名）停止の期間の始期前に契約締結したものについてはこの限りでない。

（資格（指名）停止業者が合併等をした場合の資格（指名）停止の効果）

第14条 資格（指名）停止期間中の有資格業者の業務が、合併、営業譲渡等により他の有資格業者に受け継がれたときは、資格（指名）停止の効果は、業務を受け継いだ有資格業者に継承されるものとする。

（資格（指名）停止に至らない事由に関する事項）

第15条 町長は、資格（指名）停止に至らない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（資格（指名）停止の公表）

第16条 町長は、第4条第1項の規定により資格（指名）停止を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

（準用規定）

第17条 製造の請負、物品購入、業務委託その他の契約については、この要綱を準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 川越町請負工事指名競争入札参加者指名停止基準（平成5年基準）は、廃止する。

附 則（平成18年5月25日要綱第25号）

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年 9 月28日要綱第32号）

この要綱は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成20年12月26日要綱第38号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 2 月25日要綱第 4 号）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年10月 1 日要綱第19号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月22日要綱第 7 号）

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月14日要綱第 1 号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月20日要綱第 5 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月29日要綱第25号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号）の施行の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前に犯した禁固以上の刑（死刑を除く。以下同じ。）にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑を宣告された者は、改正後の要綱別表第 2 第 6 号の規定の適用については、拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑を宣告された者とみなす。

別表第1（第4条―第7条関係） 三重県内で生じた事故等による措置基準

要件	期間
（虚偽記載） 1 町発注工事の競争入札に係る申請書、届出書、資格確認資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内
（過失による粗雑工事） 2 町発注工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき 3 一般工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	1 か月以上12か月以内
（契約違反） 4 第2号に掲げる場合のほか、町発注工事の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内
（工事成績の不良） 5 町発注工事の施工において、川越町建設工事検査規程（平成16年規程第3号）に定める工事成績調書の工事成績評点合計が、（1）の点数であったとき、又は（2）に該当したとき。 （1） 63点未満 （2） 工事成績調書の考査項目評定で一部問題工事及び不良工事に該当する項目が一つでもあったとき。	1 か月以上12か月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 6 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じ	1 か月以上 6 か月以内

させ、又は損害を与えたと認められるとき。 7 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1 か月以上 3 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。 9 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1 か月以上 4 か月以内 1 か月以上 2 か月以内

【備考】

1 一般工事における過失による粗雑工事の瑕疵の重大性の判断基準（第3号）

一般工事における過失による粗雑工事について、瑕疵が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

2 事故に基づく措置の判断基準（第6号から第9号まで）

公衆損害事故又は工事関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、資格（指名）停止は行わない。

ア 事故の原因が作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる場合（公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

イ 事故の原因が第三者の行為により生じたものであると認められる場合（適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

3 町発注工事における安全管理措置の不適切な判断基準（第6号及び第8号）

町発注工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、アの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合

イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

4 一般工事における事故における安全管理措置の不適切な判断基準（第7号及び第9号）

一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

別表第2（第4条―第7条関係） 不正行為等による措置基準

要件	期間
（贈賄） 1 有資格業者の役員等又は使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1） 町職員に対する贈賄の場合 （2） 県内に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合 （3） 県外に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合	4 か月以上24か月以内 3 か月以上18か月以内 3 か月以上12か月以内
（独占禁止法違反行為） 2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められたとき。 （1） 町発注工事における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合 （2） （1）以外における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合	3 か月以上12か月以内 1 か月以上9か月以内
（公契約関係競売等妨害又は談合） 3 有資格業者の役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。 （1） 町発注工事における公契約関係競売等妨害又は談合の場合 （2） 県内に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合	4 か月以上12か月以内 2 か月以上12か月以内

(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合	1 か月以上12か月以内
(建設業法違反行為) 4 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 町発注工事における建設業法違反の場合 (2) 町発注工事以外における建設業法違反の場合	2 か月以上12か月以内 1 か月以上12か月以内
(不正又は不誠実な行為) 5 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 6 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上12か月以内 1 か月以上12か月以内
(暴力的不法行為等) 7 次の(1)から(6)のいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、又は次の(7)から(11)のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 有資格業者の役員等が川越町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第2条第9号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。 (2) 有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加え	次の(1)から(6)の措置期間については資格（指名）停止の期間の始期から当該期間を経過し、契約の相手方として適当と認められる状態となるまで。 24か月 12か月

る目的をもって、暴排要綱第2条第8号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）の威力又は暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

- | | |
|--|--------------|
| (3) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴排要綱第2条第10号に規定する暴力団関係法人等（以下「暴力団関係法人等」という）に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 | 9 か月 |
| (4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。 | 6 か月 |
| (5) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 | 3 か月 |
| (6) 有資格業者の役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係法人等であると知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。 | 6 か月 |
| (7) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。 | 1 か月以上12か月以内 |
| (8) 有資格業者が、町発注工事の契約を履行するに当たり、暴排要綱別表第2に掲げるいずれかに該当する者と知りながらその者を下請負人又は再受託者としていたとき。 | 3 か月以上6 か月以内 |
| (9) 有資格業者が、町発注工事の契約を履行するに当たり、暴排要綱別表第1に規定する資材販売業者等又はその役員等が暴排要綱別表第2のいずれかに該当する者と知りながらその者から資材を購入し、又は施設若しくは廃棄物処理業者を使用したと | 3 か月以上6 か月以内 |

き。 (10) 有資格業者が、町発注工事の契約を履行するに当たり、町長が、暴排要綱第5条第4項又は第6条第4項の規定に基づき、当該有資格業者に対し又は当該有資格業者を通じて暴排要綱第2条第5号に規定する下請負人等又は資材販売業者等との契約の解除を求めたにもかかわらず、当該有資格業者がこの要求に従わなかったとき。	3か月以上6か月以内
(11) 有資格業者が、町発注工事に関し、暴力団関係者による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。	1か月

【備考】

1 「業務」について（第2号、第5号及び第7号）

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。

2 独占禁止法違反行為（第2号）

（1） 独占禁止法に違反した場合は、次のアからオまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに資格（指名）停止を行う。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

オ その他、公正取引委員会より違反事業者として公表されるなど独占禁止法違反の事実を確認したとき

（2） 独占禁止法違反行為の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの資格（指名）停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、資格（指名）停止の期間が別表第2第2号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第6条第3項の規定を適用するものとする。

3 建設業法違反行為（第4号）

建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいう。

ア 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 建設業法の規定に違反し、許可行政庁から監督処分を受けた場合

4 不正又は不誠実な行為（第5号）

業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 町発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

5 「暴力行為」について（第7号(7)）

「暴力行為」とは、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関し暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）第1条違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。

様式第 1 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

川越町長

資格（指名）停止通知書

下記のとおり川越町建設工事等指名競争入札参加者資格（指名）停止基準要綱に基づき
資格（指名停止）を行うことを決定したので、通知します。

資格（指名）停止期間中の当町に対する営業活動は自粛してください。

記

1 資格（指名）停止理由

2 資格（指名）停止期間

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

川越町長

資格（指名）停止期間変更通知書

年 月 日付川総第 号をもって、下記の競争入札に係る資格（指名）停止を通知したところですが、このたび下記のとおり当該資格（指名）停止の期間変更が決定したので通知します。

記

1 変更の理由

2 従前の資格（指名）停止期間

3 変更後の資格（指名）停止期間

4 変更決定年月日

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

川越町長

資格（指名）停止解除通知書

年 月 日付 第 号をもって、下記の競争入札に係る資格（指名）停止を通知したところですが、このたび当該資格（指名）停止を下記のとおり解除したので通知します。

記

1 解除の理由

2 解除年月日